

秋田市教育委員会
平成28年月定例会
(資料)

【資料目次】

付議案件

議案第10号 秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 1
- ・ 新旧対照表 … 2

議案第11号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

- ・ 改正理由 … 3
- ・ 新旧対照表 … 4

議案第12号 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および
秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する件

- ・ 廃止理由 … 7

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部改正

第1 改正理由

教育委員会事務局の位置を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 本則関係

教育委員会事務局の位置を「秋田市山王一丁目1番1号」に改めるもの

2 附則関係

施行は、平成28年5月6日からとするもの

秋田市教育委員会事務局設置規則新旧対照表

改 正 案	現 行
秋田市教育委員会事務局は、 <u>秋田市山王一丁目 1 番 1 号</u> に設置する。	秋田市教育委員会事務局は、 <u>秋田市山王二丁目 1 番53号</u> に設置する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部改正

第1 改正理由

勤労青少年ホームを廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第8条関係（事務局の分掌事務等）

生涯学習室の分掌事務に勤労青少年ホームおよび女性学習センターから引き継ぐ事務を加えるとともに、規定を整備するもの

2 第13条から第17条まで関係

勤労青少年ホームおよび女性学習センターに関する規定を削除とするもの

3 第18条関係（公民館の分掌事務等）

土崎みなと会館の所管を北部公民館とするとともに、港北会館を廃止するもの

5 第27条関係（職員の職）

勤労青少年ホームおよび女性学習センターに置く職を削るもの

6 附則関係

施行は、平成28年5月6日からとするもの

秋田市教育委員会行政組織規則新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
(事務局の分掌事務等)	(事務局の分掌事務等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。	3 生涯学習室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(6) 青少年および女性を主体とした各種講座、講習会等の開催に関すること。</u>	
<u>(7) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(11) (略)</u>	<u>(10) (略)</u>
<u>(12) (略)</u>	<u>(11) (略)</u>
<u>(13) (略)</u>	<u>(12) (略)</u>
<u>(14) 太平山自然学習センター、自然科学学習館、公民館および図書館との連絡調整に関すること。</u>	<u>(13) 太平山自然学習センター、自然科学学習館、勤労青少年ホーム、女性学習センター、公民館、図書館との連絡調整に関すること。</u>
<u>(15) (略)</u>	<u>(14) (略)</u>
第9条～第12条 (略)	第9条～第12条 (略)
<u>第13条から第17条まで 削除</u>	<u>第13条 削除</u>
	<u>(勤労青少年ホームの分掌事務等)</u>
	<u>第14条 秋田市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）を秋田市山王七丁目3番1号に設置する。</u>
	<u>2 前項の勤労青少年ホームの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u>
	<u>(1) 勤労青少年の健全育成に関すること。</u>
	<u>(2) 勤労青少年の自主活動と相互交流の促進に関すること。</u>
	<u>(3) 勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。</u>
	<u>(4) 勤労青少年ホームの予算経理に関すること。</u>
	<u>第15条 削除</u>
	<u>(女性学習センターの分掌事務)</u>

(公民館の分掌事務等)

第18条 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号。以下「公民館条例」という。)の規定による公民館(以下「公民館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 分館に関する事(北部公民館に限る。)

(8) (略)

2 公民館条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市土崎みなと 会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16 号

3 (略)

第19条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を

第16条 秋田市女性学習センター条例(昭和55年秋田市条例第10号)の規定による女性学習センター(以下「女性学習センター」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 女性を主体とした各種講座、講習会等の開催に関する事。

(2) 男女平等を推進する学習機会の提供に関する事。

(3) 女性学習センターの予算経理に関する事。

第17条 削除

(公民館の分掌事務等)

第18条 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号。以下「公民館条例」という。)の規定による公民館(以下「公民館」という。)の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 分館に関する事(中央公民館に限る。)

(8) (略)

2 公民館条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市土崎みなと 会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16 号
秋田市港北会館	秋田市土崎港北一丁目6番39号

3 (略)

第19条～第26条 (略)

(職員の職)

第27条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)	上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
4	所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター <u>勤労青少年ホーム</u> <u>女性学習センター</u>	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する職を

補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、次の左欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる事務局および教育機関に置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

番号	左欄	中欄	右欄
(略)			
(略)	(略)	(略)	所属長を補佐し、所管の事務を処理する。
7	副所長	学校給食センター 教育研究所 太平山自然学習センター <u>勤労青少年ホーム</u> <u>女性学習センター</u>	
(略)	(略)	(略)	
(略)			

3 (略)

以下 (略)

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則の廃止

第1 廃止理由

勤労青少年ホームおよび女性学習センターの廃止に伴い、現行の規則を廃止しようとするものである。

第2 廃止規則

次に掲げる規則を廃止するもの

- (1) 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則
- (2) 秋田市女性学習センター管理運営規則

※廃止は、平成28年5月6日からとする。